

専決処分報告 第 1 号

高知県部設置条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する 専決処分報告

令和4年2月高知県議会定例会提出の高知県部設置条例の一部を改正する条例議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2項及び第55条第4項の規定に基づく高知県議会からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において令和4年3月1日付けで臨時に専決したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

高知県教育委員会事務専決規程（平成4年高知県教育委員会訓令第1号）

第6条 教育長は、第2条に定める事務以外の事務について緊急やむを得ない事情により教育委員会に付議することができないときは、これを臨時に専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に専決したときは、次の教育委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。



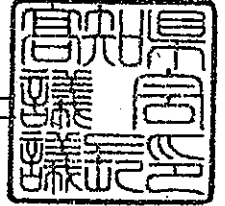
3 高議議第 350 号
令和 4 年 2 月 22 日

高知県教育委員会

教育長 伊藤 博明 様

高知県議会議長

森田 英二



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項及び第 55 条第 4 項
の規定に基づく意見について

令和 4 年 2 月高知県議会定例会に下記の条例議案が提出されましたので、貴委員
会の意見を求めます。

記

第 50 号 高知県部設置条例の一部を改正する条例議案

新 旧 照 表 対 照 表
新 旧 対 照 表

高知県設置条例（抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、高知県に総務部、危機管理部、健康政策部、子ども・福祉政策部、文化生活スポーツ部、産業振興推進部、中山間振興・交通部、商工労働部、観光振興部、農業振興部、林業振興・環境部、水産振興部及び土木部を置き、次の事務を分掌させる。

(1)～(4) 略

(5) 文化生活スポーツ部

ア 文化振興に関する事項

イ 国際交流に関する事項

ウ 私立学校及び大学に関する事項

エ 消費生活、交通安全その他の県民生活に関する事項

オ スポーツ振興に関する事項

カ 文化財の保護に関する事項

高知県設置条例（抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、高知県に総務部、危機管理部、健康政策部、子ども・福祉政策部、文化生活スポーツ部、産業振興推進部、中山間振興・交通部、商工労働部、観光振興部、農業振興部、林業振興・環境部、水産振興部及び土木部を置き、次の事務を分掌させる。

(1)～(4) 略

(5) 文化生活スポーツ部

ア 文化振興に関する事項

イ 国際交流に関する事項

ウ 私立学校及び大学に関する事項

エ 消費生活、交通安全その他の県民生活に関する事項

オ スポーツ振興に関する事項

対 照 表

旧

新 旧

新

高知県文化財保護条例（抜粋）

高知県文化財保護条例（抜粋）

第1章 総則～第9章 略

第1章 総則～第9章 略

第10章 雑則

第10章 雑則

（事務処理の特例）

（事務処理の特例）

第55条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第10項の規定により適用する同条第1項の規定に基づき、法、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）及びこの条例に基づき知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、市町村が処理することとする。

第55条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき、法、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）、この条例及びこの条例の施行のための委員会規則に基づき教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、市町村が処理することとする。

2

（1）法及びこの条例の規定により知事に提出すべき書類等の受理（法の規定により知事を經由すべきものにあつては、知事を經由するための市町村の經由を含む。）

（1）法及びこの条例の規定により教育委員会に提出すべき書類等の受理

（2）法及びこの条例の規定により知事が行うべき処分の告知（法の規定により知事を經由すべきものを含む。）の經由

（2）法及びこの条例の規定により教育委員会が行うべき処分の告知

（委任）

第56条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

第56条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

（3）前2号に掲げるもののほか、法及びこの条例の施行に係る事務のうち、委員会規則に基づき事務であつて別に委員会規則で定めるもの

（委員会規則への委任）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

発令 : 昭和31年6月30日法律第162号

最終改正 : 令和3年6月11日号外法律第63号

改正内容 : 令和3年6月11日号外法律第63号[令和3年6月11日]

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- 二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- 三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(条例による事務処理の特例)

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

2 前項の条例を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による協議を受けたときは、当該市町村委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。ただし、第二十三条第一項の条例の定めるところにより、当該市町村委員会が、当該市町村が処理し又は処理することとする事務の全てを管理し、及び執行しない場合は、この限りでない。

4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定により都道府県委員会の権限に属する事務（都道府県の教育委員会規則に基づくものに限る。）の一部を市町村が処理し又は処理することとする場合であつて、同項の条例の定めるところにより教育委員会規則に委任して当該事務の範囲を定める場合には、都道府県委員会は、当該教育委員会規則を制定し又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該事務を処理し又は処理することとなる市町村委員会に協議しなければならない。この場合において、当該事務が第二十三条第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が処理し又は処理することとなるものであるときは、当該協議を受けた市町村委

員会は、当該市町村長に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。

- 6 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定により当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。
- 7 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該都道府県委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該市町村の長と協議しなければならない。
- 8 市町村の議会は、第六項の議決をする前に、当該市町村委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第二十三条第一項の条例の定めるところにより、当該市町村委員会が、第六項の要請に係る事務の全てを管理し、及び執行しない場合は、この限りでない。
- 9 地方自治法第二百五十二条の十七の三並びに第二百五十二条の十七の四第一項及び第三項から第七項までの規定は、第一項の条例の定めるところにより、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、「市町村長」とあるのは「市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が管理し、及び執行する事務については、市町村長）」と読み替えるものとする。
- 10 第二十三条第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務については、当該事務を都道府県委員会が管理し、及び執行する事務とみなして、第一項から第三項まで及び第六項から前項までの規定を適用する。この場合において、第七項中「速やかに、当該都道府県委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて」とあるのは「速やかに、」と、前項中「これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、」とあるのは「同条第四項中」とする。